



<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年八月十七日現在の地番による。）</p>
<p>大字国坂字今井 手</p>	<p>大字国坂字今井手のうち六八九から六九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八八の一及び六八八の二と一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字吉田渡のうち六九三から六九七までの一部、六九八の一の一部、六九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字土下字沖田九〇の二、九一の二及び九六の二の一部</p>
<p>大字国坂字河 原田</p>	<p>大字国坂字河原田のうち七一九の一、七一九の二、七二〇、七二一の一、七二二の二、七二二の三、七二三の一、七二三の七、七二三の一、七二七及び七二八の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字国坂字西九 鳥</p>	<p>大字国坂字西九鳥の全域、大字国坂字佃七五四の一部、七五七の一部、七五八の一の一部、七五八の二の一部、七六二の一部、七六三の一部、七六三内第一の一部、七六三内第二の一部、七六四から七六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国坂字北佃七六七の一部、七六八の一部、七六九の一の一部、七六九の二の一部、七七〇の一部、七七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国坂字佃</p>	<p>大字国坂字佃のうち七五四の一部、七五七の一部、七五八の一の一部、七五八の二の一部、七六二の一部、七六三</p>
<p>大字国坂字長畑</p>	<p>の一部、七六三内第一の一部、七六三内第二の一部、七六四から七六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字北佃のうち七六七の一部、七六八の一部、七六九の一の一部、七六九の二の一部、七七〇から七七二までの一部、七七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字長畑八〇八の一部、八〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国坂字下九鳥七七八の二及び一四一七の二並びに大字田井字栃田九二の五から九二の八まで、一〇七の二及び一〇八の四</p>
<p>大字国坂字広町</p>	<p>大字国坂字長畑のうち八〇八の一部、八〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字国坂字広町八一から八二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国坂字五反 田</p>	<p>大字国坂字広町のうち八一から八二〇までの一部、八二一から八二三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字四城八四〇から八四二までと一体をなす国有地の一部、大字国坂字長トピン八六二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字国坂字十万寺八六三の一部、大字国坂字津根ゴ八九〇の一、八九〇の二の一部、八九一から八九三まで、八九四の二、八九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国坂字大林一四四四の二</p>
<p>大字国坂字五反 田</p>	<p>大字国坂字五反田の全域、大字国坂字北佃七七〇から七七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国坂</p>

<p>寺 大字国坂字十万</p>	<p>限 大字国坂字沖ノ</p>	<p>ピン 大字国坂字長ト</p>	<p>字長畑八〇九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字国坂字広町八二〇の一部、八二二から八二三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字国坂字四城八三六、八三七の一、八三七の二、八三八、八三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田井字栃田一〇八の三並びに大字田井字八反田一〇九の二並びに一一五から一一七までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字国坂字十万寺のうち八六三の一部、八六四の一部、八六四の二の一部、八六五から八六七までの一部、八</p>	<p>大字国坂字沖ノ限のうち八四四の一の一部、八四五の一の一部、八五六の一部、八五七の二の一部、八五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字国坂字十万寺八七〇の一部</p>	<p>大字国坂字長トピンのうち八六二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字四城八三九の一部、八四〇から八四三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字国坂字沖ノ限八四四の一の一部、八四五の一の一部、八五六の一部、八五七の二の一部、八五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国坂字十万寺八六三の一部、八六四の一の一部、八六四の二の一部、八六五から八六七までの一部、八六八の一の一部、八六九の一、八六九の二の一部、八六九の三の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>廃止する名称</p>	<p>田 大字田井字八反</p>	<p>大字田井字栃田</p>	<p>大字土下字沖田</p>	<p>大字国坂字大林</p>	<p>鳥 大字国坂字下九</p>	<p>ゴ 大字国坂字津根</p>	<p>六八八の一の一部、八六九の一、八六九の二の一部、八六九の三の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字国坂字津根ゴ八八三から八八五まで八八六の一、八八七から八八九まで及び八九〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字国坂字吉田渡、大字国坂字上平田、大字国坂字下平田、大字国坂字北佃及び大字国坂字四城</p>	<p>大字田井字八反田のうち一〇九の二及び一一五から一一七までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字田井字栃田のうち九二の五から九二の八まで、一〇七の二、一〇八の三及び一〇八の四以外の区域</p>	<p>大字土下字沖田のうち九〇の二、九一の二及び九六の二以外の区域</p>	<p>大字国坂字大林のうち一四四四の二以外の区域</p>	<p>大字国坂字下九鳥のうち七七八の二及び一四一七の二以外の区域</p>	<p>大字国坂字津根ゴのうち八九〇の一、八九〇の二の一部、八九一から八九三まで、八九四の二、八九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八三から八八五まで、八八六の一、八八七から八八九まで及び八九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	

## 鳥取県告示第六十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(御机上原)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(大万松山)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(杉谷船谷)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十

六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六十五号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(小江尾中井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木(坂根井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定に

より告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木(大内谷中井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木(大内谷上井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、北条町から同町が行う土地改良事業に係る大野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字東濱ノ上五三三の一、字鳥山五三四の一、五三五の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十五年一月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	米子 環状線	変更前 変更後	米子市陰田町三一三番地先から 同市大谷一四四番六地先まで 米子市陰田町三一三番地先から 同市大谷一四四番六地先まで 米子市陰田町二二〇番三地先から 同市大谷一四四番六地先まで	四・八 七・四 四・八 七・四 一四・〇	九九六・七 九九六・七 九九六・七 五〇九・〇

道路の種類

路線名

区 間

変更前後別

敷地の幅員  
メートル

延 長  
メートル

県道	羽田井 植松線	変更前 変更後	西伯郡中山町大字潮音寺字深田 二番一地从り同町大字田中字 植松七九三番二地先まで	四・七 六・九 一〇・二	七七四・八 六二九・四
"	名 和 岸本線	変更前 変更後	西伯郡岸本町大字丸山字下原田 二六番一地从り同大字上垣 原田三九一番一地从り先まで	六・五 八・二 七・〇	六〇九・三 四八〇・〇
"	金屋谷 米子線	変更前 変更後	"	六・五 八・二 七・〇	六〇九・三 四八〇・〇
"	大山寺 岸本線	変更前 変更後	"	六・五 八・二 七・〇	六〇九・三 四八〇・〇

鳥取県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十五年一月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	米子環状線	米子市陰田町二二〇番三地从り同市大谷一四四番六地先まで	昭和五十五年一月二十三日
"	羽田井植松線	西伯郡中山町大字潮音寺字深田二番一地从り同町大字田中植松七九三番二地先まで	"
"	名和岸本線	西伯郡岸本町大字丸山字下原田二六番一地从り同大字字上垣原田三九一番一地先まで	"

鳥取県告示第七十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 住 所  
 鷺 見 武 秋 米子市旗ヶ崎一〇二五番地  
 鷺 見 昭 一 " 九五四番地

鳥取県告示第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号  
 昭和五十三年七月十三日鳥取県指令受都計第百九十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 東伯郡羽合町大字長瀬字三ノ浜根荒神
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東伯郡羽合町大字久留一九番地一

鷺見石松	"	四一四番地
鷺見百蔵	"	一〇二七番地
鷺見敏治	"	一一一三番地
長瀬瑞穂	"	一一四五番地
松本己代治	"	九六〇番地
柏木友久	"	角盤町四丁目八番地
久留昭一郎	"	寺町三〇番地
谷岡治夫	神戸市東灘区岡本七丁目二番一八号	

羽合町

羽合町長 秋田 弥太郎

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

#### 一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年一月三十一日 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

#### 二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市福庭二〇〇番地

伊藤 敬子

### 公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆうり師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆうり師試験を次のとおり実施する。

昭和55年 1月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和55年 2月20日（水） 午前9時から

実地試験 昭和55年 2月21日（木） 午前9時から

はり師試験及びきゆうり師試験

学科試験 昭和55年 2月20日（水） 午前9時から

実地試験 昭和55年 2月21日（木） 午後1時から

#### 2 試験の場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

#### 3 受験願書受付期間

昭和55年 1月22日（火） から 同月31日（木） まで（郵送の場合は、昭和55年 1月31日までの消印があるものは有効とする。）



雑 報

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号26—7190）へ問い合わせること。

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和55年1月22日

地方職員共済組合

理事長 齋藤正夫

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第29条第2項本文中「1,000分の65」を「1,000分の78.5」に、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の17及び職員団体1,000分の48」を「地方公共団体（国を含む。）1,000分の21及び職員団体1,000分の57.5」に、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の17及び組合1,000分の48」を「地方公共団体（国を含む。）1,000分の20及び組合1,000分の58.5」に改め、同項の表中「1,000分の47」を「1,000分の57.5」に、「1,000分の65」を「1,000分の78.5」に、「1,000分の56.5」を「1,000分の67.5」に、「1,000分の

78」を「1,000分の93」に改める。

附 則

- 1 この変更は、昭和54年12月1日から施行する。
- 2 変更後の第29条第2項の規定は、昭和54年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 昭和54年12月分の掛金及び負担金に係る変更後の第29条第2項の規定の適用については、同項本文中「1,000分の78.5」とあるのは「1,000分の65」と、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の21及び職員団体1,000分の57.5」とあるのは「地方公共団体（国を含む。）1,000分の17及び職員団体1,000分の48」と、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の20及び組合1,000分の58.5」とあるのは「地方公共団体（国を含む。）1,000分の17及び組合1,000分の48」とし、同項の表中「1,000分の57.5」とあるのは「1,000分の47」と、「1,000分の67.5」とあるのは「1,000分の56.5」と、「1,000分の93」とあるのは「1,000分の78」とする。
- 4 昭和55年1月分から昭和55年11月分までの間における掛金及び負担金に係る変更後の第29条第2項の規定の適用については、同項本文中「1,000分の78.5」とあるのは「1,000分の71.5」と、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の21及び職員団体1,000分の57.5」とあるのは「地方公共団体（国を含む。）1,000分の19及び職員団体1,000分の52.5」と、「地方公共団体（国を含む。）1,000分の20及び組合1,000分の58.5」とあるのは「地方公共団体（国を含む。）1,000分の18及び組合1,000分の52」とし、同項の表中「1,000分の57.5」とあるのは「1,000分の52」

と、「1,000分の78.5」とあるのは「1,000分の71.5」と、「1,000分の67.5」とあるのは「1,000分の61.5」と、「1,000分の93」とあるのは「1,000分の84.5」とする。

5 昭和55年12月分から昭和59年11月分までの間における掛金及び負担金に係る変更後の第29条第2項の規定の適用については、同項本文中「1,000分の78.5」とあるのは「1,000分の81」と、「地方公共団体(国を含む。)

1,000分の21及び職員団体1,000分の57.5」とあるのは「地方公共団体(国を含む。)

1,000分の21及び職員団体1,000分の60」と、「地方公共団体(国を含む。)

1,000分の20及び組合1,000分の58.5」とあるのは「地方公共団体(国を含む。)

1,000分の21及び組合1,000分の60」とし、同項の表中「1,000分の57.5」とあるのは「1,000分の59」と、「1,000分の78.5」とあるのは「1,000分の81」と、「1,000分の67.5」とあるのは「1,000分の69.5」と、「1,000分の93」とあるのは「1,000分の95.5」とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)